

## 新型コロナワクチン予防接種予定者の保護者様へ

お子さんが新型コロナワクチン予防接種を受ける場合、定期予防接種と同様に保護者（父、母、後見人）が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴し、予防接種を受けることも可能です。

その場合、保護者の委任状が必要となります。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者がこの委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関に提出してください。

### 新型コロナワクチン予防接種委任状

年 月 日

瀬戸市長あて

今回の予防接種を受けるにあたり、私(保護者)が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を熟知している受任者を代理人と定めます。

私は、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などを理解した上で、本日の予防接種に関する一切の権限を代理人に委任します。

被接種者(お子さん)

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者（委任者）自署

住 所 瀬戸市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

緊急時の連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

代理人（受任者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

お子さんとの関係（続柄） 祖父・祖母・おじ・おば・その他（ \_\_\_\_\_ ）